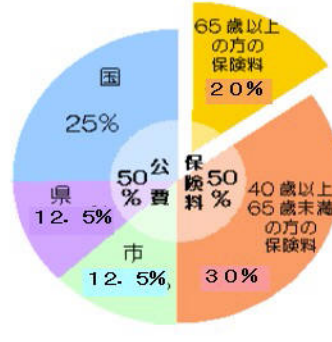


第5期介護保険事業期間における
第1号被保険者(65歳以上)の保険料(月額比較)

市町村名	第4期基準額	第5期基準額	値上げ%	多段階設定(倍率、最高所得額)
①川崎市	4,033	5,014	24.3	13段階(0.5 ~ 2.3倍 1000万円)
②横浜市	4,500	5,000	11.1	13段階(0.45 ~ 2.45倍 1000万円)
③伊勢原市	3,725	4,978	33.6	12段階(0.45 ~ 2.1倍 800万円)
④清川村	4,248	4,958	16.7	12段階(0.5 ~ 1.9倍 800万円)
⑤相模原市	3,750	4,950	32.0	12段階(0.4 ~ 2.25倍 1000万円)
⑥横須賀市	3,900	4,900	25.6	12段階(0.5 ~ 1.8倍 800万円)
⑦大和市	3,740	4,890	30.7	12段階(0.5 ~ 2.0倍 800万円)
⑧三浦市	4,140	4,860	17.4	13段階(0.5 ~ 2.15倍 700万円)
⑨秦野市	4,000	4,790	19.8	12段階(0.5 ~ 2.1倍 800万円)
⑩愛川町	3,700	4,660	25.9	12段階(0.48 ~ 1.85倍 900万円)
⑪葉山町	4,060	4,658	14.7	11段階(0.5 ~ 2.0倍 1000万円)
⑫逗子市	3,650	4,580	25.5	12段階(0.5 ~ 2.0倍 800万円)
⑬鎌倉市	3,840	4,502	17.2	14段階(0.45 ~ 2.45倍 1500万円)
⑭藤沢市	4,100	4,500	9.8	12段階(0.5 ~ 2.05倍 800万円)
⑮座間市	3,486	4,439	27.3	14段階(0.48 ~ 2.05倍 800万円)
⑯平塚市	3,975	4,390	10.4	11段階(0.5 ~ 1.85倍 800万円)
⑰湯河原町	3,860	4,386	13.6	11段階(0.5 ~ 1.9倍 800万円)
⑱開成町	3,500	4,364	24.7	13段階(0.5 ~ 1.95倍 800万円)
⑲大磯町	4,040	4,360	7.9	10段階(0.5 ~ 2.0倍 800万円)
⑳中井町	4,340	4,347	0.2	10段階(0.45 ~ 1.8倍 700万円)
㉑真鶴町	3,230	4,320	33.7	10段階(0.5 ~ 1.7倍 400万円)
㉒山北町	3,900	4,200	7.7	12段階(0.45 ~ 2.03倍 1000万円)
㉓茅ヶ崎市	3,460	4,161	20.3	11段階(0.5 ~ 2.0倍 800万円)
㉔箱根町	3,867	4,150	7.3	11段階(0.5 ~ 2.0倍 800万円)
㉕寒川町	4,070	4,093	0.6	11段階(0.5 ~ 2.0倍 800万円)
㉖小田原市	3,530	4,090	15.9	13段階(0.5 ~ 2.0倍 1000万円)
㉗二宮町	4,000	4,064	1.6	9段階(0.5 ~ 1.7倍 400万円)
㉘厚木市	3,711	4,000	7.8	12段階(0.45 ~ 1.85倍 800万円)
㉙南足柄市	3,670	3,948	7.6	10段階(0.45 ~ 1.75倍 500万円)
㉚海老名市	3,500	3,900	11.4	12段階(0.3 ~ 1.95倍 700万円)
㉛大井町	3,320	3,800	14.5	10段階(0.5 ~ 1.7倍 400万円)
㉜綾瀬市	3,016	3,768	24.9	16段階(0.48 ~ 2.05倍 1000万円)
㉝松田町	3,800	3,700	△2.6	10段階(0.5 ~ 2.0倍 700万円)
県平均	4,106	4,788	16.6	

介護保険事業の財源



厚木市の介護保険料決まる
基金取り崩しで7・8%のアップに
厚木市の第5期介護保険事業計画(平成24
26年度)第1号被保険者(65歳以上)の保
険料が決まりました。基準額で年間4万3千
円、月額4千円です。前回より3469円の
値上げです。
介護保険事業の保険料は、事業計画と併せ
て3年に一度見直しが行われます。日本共産
党では、基金の取り崩しで被保険者の負担を
軽減するように求めてきました。(予算要求、
平成23年度9月議会一般質問など)
今回の改定では、厚木市介護保険事業の基
金から8億円を取り崩し、県介護保険財政安
定化基金5千万円を受けて保険料の高騰を抑
えました。県全体の平均値上げ率18・6%。

厚木市の段階別介護保険料(年額・円)

段階	対象者の基準	新保険料	旧保険料	差額
1	生活保護世帯	21,600	22,265	△665
2	市民税非課税世帯、本人所得 +年金収入が80万円未満	21,600	22,265	△665
3	市民税非課税世帯、本人所得 +年金が80万~120万円未満	33,600	33,398	202
4	市民税非課税世帯、 本人所得+年金が120万円未満	36,000		2,602
5	本人非課税、家族課税、 本人所得80万円未満	40,800	37,851	2,949
6	本人非課税、家族課税、 本人所得80万円未満	48,000	44,531	3,469
7	本人所得125万円未満	50,400	48,884	1,416
8	本人所得190万円未満	60,000	55,663	4,337
9	本人所得300万円未満	62,400	66,796	△4,396
10	本人所得500万円未満	72,000		5,204
11	本人所得800万円未満	79,200	75,702	12,404
12	本人所得800万円以上	88,800		13,098

※収入はすべての金額。「所得」は各種控除額を除いた金額。

介護保険事業の財源は?
介護保険事業の財源は、公費(国・県・市)が50%です。残りは保険料充てられます。65歳以上の第1号被保険者で20%、40歳以上65歳未満で30%となっています。市が徴収するのは第1号被保険者のみです。高齢化が進みサービスは増えれば増えるほど、事業費がかさみ、保険料負担が増えていきます。介護保険のサービスの充実と併せて、公費と保険料の割合の見直しが必要です。

